

○道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例施行規則

平成5年12月13日

規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成5年10月条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(荒田公園駐車場の定期駐車料金の額の特例)

第2条 条例第5条第5項の規定に基づき、神戸市荒田公園駐車場における定期駐車券に係る料金の額は、定期駐車契約の台数が10台以上の団体については、別表に規定する額とする。

2 前項の定期駐車契約の台数は、神戸市道路公社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づき設置し、料金を徴収する大倉山駐車場における当該団体の定期駐車契約の台数と合算するものとする。

(駐車料金の返還の手続)

第3条 条例第7条ただし書の規定により定期駐車券又は回数駐車券に係る料金の返還を受けようとする者は、書面により市長に申請しなければならない。

(施行細目の委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、平成5年12月13日から施行する。

附 則（平成8年4月2日規則第13号）

この規則は、平成8年4月3日から施行する。

附 則（平成10年5月29日規則第18号）

この規則は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成13年6月28日規則第22号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第78号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和7年 月 日規則第 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例施行規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表（第2条関係）

定期駐車契約の台数	定期駐車券の種類及び1月当たりの料金	
	平日昼間	全日
10台から19台まで	13,400円	17,420円
20台から29台まで	12,980円	16,450円
30台から39台まで	12,550円	15,480円
40台から49台まで	12,120円	14,510円
50台以上	11,690円	13,550円